

議第17号議案

ロシアによるウクライナへの侵略を非難するとともに、国際紛争における武力行使の根絶を求める決議

ロシアによるウクライナへの侵略を非難するとともに、国際紛争における武力行使の根絶を求めることについて決議するため、次のとおり提出する。

令和4年3月23日提出

市会運営委員会

委員長 渡 邊 忠 則

ロシアによるウクライナへの侵略を非難するとともに、国際紛争における武力行使の根絶を求める決議

2月24日に始まったロシアによるウクライナへの侵略は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反である。

力による一方的な現状変更は断じて認められるものではなく、この事態は、欧州にとどまらず、アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態である。

横浜市会においては、直ちにこれに抗議する議長名の声明を発出したところであるが、依然として子どもたちをはじめ多くの民間人が犠牲になっていることに、強い憤りを覚えるものであり、ロシアによるウクライナへの侵略を最も強い言葉で非難する。

また、人類最大の脅威である、核兵器による威嚇が行われたことについては、核兵器のない世界の実現に向けた決議を積み重ねてきた横浜市会として決して容認できるものではない。

横浜市は、さきの大戦における横浜大空襲で多くの市民が犠牲になったことを決して忘れず、海外の都市との友好親善が国際平和の実現に繋がるという信念に基づき姉妹都市提携を進めてきた。

ウクライナのオデッサ市も姉妹都市の一つであり、互いに戦争による焦土から立ち上がった都市同士、ともに平和を希求しながら、50年以上にわたり助け合い、支え合ってきた。

横浜市会は、ウクライナ国民並びにオデッサ市民の苦難に心から寄り添い、避難民の受入態勢づくりに率先して取り組むことを表明する。

国におかれては、国際社会との協力のもと、自治体とも連携し、受入れに向けて万全を期すことを要望する。

また、国連から称号を授与された「ピースメッセンジャー」として、ロシアに対し、即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求めるとともに、このような国際紛争における武力の行使が、世界のいかなる場所においても二度と繰り返されることがないように、すべての国連加盟国に対し要請する。

以上、全会一致をもって、決議する。

令和4年3月23日

横浜市会

「議第17号議案」の取り扱いに関する運営理事会協議結果

項 目		協 議 結 果 (令和4年3月22日運営理事会)
1	議 案 発 送	3月23日 (水) 本会議席上配付
2	上 程 日	3月23日 (水) の本会議
3	提案理由説明	簡潔に実施
4	委員会付託	横浜市会会議規則第36条第3項 及び 市会運営委員会申し合わせ・確認事項により、委員会付託を省略し、本会議で即決

参 考

●横浜市会会議規則 (抜粋)

第36条

3 委員会が提出した議案については、前2項の規定にかかわらず、委員会に付託しない。ただし、市会の議決により付託することができる。

●市会運営委員会申し合わせ・確認事項 (抜粋)

本 会 議

5 議員提出議案について

(1) 常任・運営委員会における発議 (請願・陳情に係るものを含む。) に係る審査が終了したもの及び団長会議等の協議が終了したものは、委員会等の終了後、速やかに提出することとし、その取扱いについては、原則として、本会議で即決とする。